

令和7年度 山口市安心快適住まいる助成事業 チェックリスト(申請時用)
(必要添付書類一覧)

チェックリストは、正しく必要書類が揃っているか等、申請者チェック欄(□)にチェックを入れ、必要書類とあわせて郵送してください。
(受付者チェック欄(□)には記入しないでください。)

申請者
✓

受付者
✓

氏 名

☐	☐	チェックリスト(この書類)
☐	☐	安心快適住まいる助成事業助成金交付申請書(第1号様式) →施工業者が2社以上ある場合は申請書(第1号様式(別紙1))が必要です。 ※ちよるPayで受取の場合は、申請者本人以外が受け取ることは出来ません。必ず申請者本人が会員登録をおこない、登録した電話番号と10桁のユーザーIDを記入してください。
☐	☐	→デジタル商品券(ちよるPay)で助成金を受け取る方はログイン後、「令和7年度安心快適住まいる助成事業」(緑色のカード)について利用規約をご確認・同意の上「利用規約に同意する」を押してください。
☐	☐	申請書(第1号様式)別紙2 工事写真(工事着手前の主要部分の写真(※1工事箇所につき2点以上)) ※写真には必ず撮影日を入れてください。 ※工事完了後に、工事中及び工事後の写真を添付いただきますのでご注意ください。 ※屋根等ご自分で写真を撮ることができない箇所については、施工業者に工事を行う直前に撮影してもらい、工事完了届け時に一緒に提出いただいても構いません。その場合、下記の()内に記入してください。
☐	☐	→工事完了届と一緒に提出する箇所※(例)屋根 ()
☐	☐	申請者の住民票(世帯全員の記載のあるもの)※続柄・本籍は省略可 ※原本を提出してください ※転入・転居の方の場合は、工事完了届出時にも、住所異動後の住民票の提出が必要です。 ※令和7年3月以降に発行された証明書を提出してください。
☐	☐	申請者の「滞納のないことの証明」(山口市が発行するもの) ※原本を提出してください ※申請時に他市に住所のある転入の方の場合も、山口市が発行するものが必要です。 ※令和7年3月以降に発行された証明書を提出してください。
☐	☐	見積に係る確認書(第1号様式(別紙3))(施工業者が作成するもの) ※助成対象工事見積金額を記載してください。施工業者が2社以上ある場合は各施工業者の提出が必要です。 ※山口市及び国・県等それに準ずる団体からの助成等を受ける方、または受ける予定の方は、見積書の中に他の助成等の対象となる工事を含めないでください。含まれていた場合は、助成金を交付できなくなります。
☐	☐	→施工業者の見積書の写し(※施工業者の会社名・代表者名のあるもの) ※見積に係る確認書と同額の見積書を提出してください。(助成対象外となる工事費は含めないでください。)
☐	☐	施工業者の所在地を証する書類(法人:履歴事項全部証明書、個人事業者:住民票 ※コピー・写しで可) ※令和7年3月以降に発行された証明書を提出してください。
☐	☐	位置図(対象家屋の場所)
申請書送付先・紙商品券選択時の受取場所の確認 ※助成する紙商品券は、これから申請書を送付する窓口で受け取っていただきますので、利便性の良い窓口を選んでください。(デジタル商品券はちよるPayで付与しますので受取不要です) ※封筒宛名に「安心快適住まいる助成事業担当 宛」と書き添えてください。 ○山口商工会議所 ☐ 〒753-0086 山口市中市町1-10 山口商工会議所 ○山口県央商工会 ☐ 〒754-1277 山口市阿知須4233-31 山口県央商工会 阿知須支所 ☐ 〒754-1101 山口市秋穂東6570 山口県央商工会 秋穂支所 ☐ 〒759-1513 山口市阿東徳佐下25-1 山口県央商工会 阿東支所 ○徳地商工会 ☐ 〒747-0231 山口市徳地堀1817 徳地商工会		

※申請後に工事を取止める場合は、安心快適住まいる助成事業計画取下げ書(第3号様式)を申請された窓口
提出してください。

(申請受付対応者名